

昭和十八年九月七日

群馬地方裁判所 有安 堅三

勞政課長
特高課長
警察署長

今次一齊檢挙ニ係ル國民徵用令違反者中左記ニ該當スル被疑者ハ身留置ノ處置件送致相成度此狀及通達候

記

557

(一) 出勤勧告ニ應セサル成年者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

(1) 引續キ缺勤二ヶ月以上

(2) 缺勤延日數九十日以上

(3) 右(1)(2)ニ拘ハラス左ノ一ニ該當スルモノ

(4) 他工場業務場ニ於ケル高賃金ニ誘惑セラレ之ニ就勞シ居リテ引續キ缺勤二週以上ニ亙リタルモノ

(5) 役付工又ハ特ニ重要ナル業務ニ従事スル工員ニシテ引續キ缺勤二週以上ニ亙リタルモノ

(6) 常用工場ノ監督寮ヨリ逃亡シ又ハ延滞ニテ職居スル等所在ヲ曉シタルモノ

(7) 同様又ハ部下ヲ煽動シテ缺勤セシメタルモノ或ハ缺勤中自己ノ犯罪タル等々、詐欺、強盗、強姦、強姦等刑法犯キ件ヲモテ極情狀ニ惡質ナルモノ

(8) 逃走又ハ所在不明トナル虞アルモノ

555

秘

徵用実施工場徵用工員數及出勤勧告狀送致數(八月三十一日現在)

工場	徵用工員		出勤勧告狀送致數	
	新	現	新	現
中島飛行機	250	15	30	97
太田製作所	17	16	3	73
中島飛行機	1	1	1	3
小島製作所	2	5	1	3
理研 工業	2	5	1	3
前橋製作所	2	5	1	3
東武製作所	1	1	1	1
荒川工場	1	1	1	1
合計	447	54	77	288

555

ちようよう
13 徵用工の実態 I

昭和18年(1943)

長期の欠勤が続く徵用工員を國民徵用令違反として検挙又は出勤勧告をしたことを示す文書。中島飛行機太田製作所だけでも 1,501 人が対象となっています。欠勤が増えた背景として、徵用工員の処遇への配慮不足や会社側の問題点などが指摘されています。

群馬県行政文書「参考綴(工場労務調査綴)」
A0384A0G 1758 3-3